

見 積 公 告

次のとおり、見積競争に付します。

令和 4 年 3 月 7 日

全国健康保険協会岐阜支部
支部長 名知 清仁

1 調達内容

- (1) 調達件名
損害賠償請求事件（第一審）業務委託
- (2) 調達業務の特質等
仕様書等による。
- (3) 履行期限
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所
全国健康保険協会岐阜支部が定める場所
- (5) 見積競争方法
見積書を提出期限内に提出し、総価の最低価格をもって見積合わせによる競争に付する。なお契約にあたっては、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので見積書提出者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。また、見積書には仕様書にある業務に要する一切の諸経費を含めること。

2 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれかの認証を取得している事業者、又はそれに準ずる内容を規約等で定めている者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (7) 健康保険法に関する訴訟・法律相談等の実務実績を有していること。
- (8) 弁護士法（昭和 24 年法律 205 号）第 8 条に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者若しくは、同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人である

こと。

- (9) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (10) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (11) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期間等の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 提出場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先

場 所：〒500-8667

岐阜県岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル14F

全国健康保険協会岐阜支部 レセプトグループ 担当：小邑

電話 058-255-5155

- (2) 提出期限

令和4年3月23日(水)15時00分

持参または、郵送とする。

郵送の場合は、封筒に「損害賠償請求事件(第一審)業務委託に係る見積書在中」と朱書きし、見積書を封入した封筒の糊付部に代表者等の印で割印を押印したものを、郵送(提出期限必着)とする。

- (3) 同封する書類

①上記2(2)の写し

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書の作成の要否：要
- (4) 見積競争参加者には、令和4年3月24日(木)17時までに、電話又はFAXにて結果を連絡する。
- (5) 見積金額には裁判所への交通費及び業務にかかる一切の費用を見込む。
- (6) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (7) 参加資格確認書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (8) 見積書の無効
競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者が提出した見積書は無効とする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

（1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（2）破産者で復権を得ない者。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

（1）契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

（5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者

（6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

（7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。